

**平成 28 年経済センサス - 活動調査
産業別集計（製造業に関する集計）
結果の概要（工業統計調査結果との比較）**

概 況

1. 従業者 4 人以上の事業所の動向	1
(1) 産業中分類別事業所数及び従業者数	1
(2) 産業中分類別製造品出荷額等及び付加価値額（従業者 4～29 人は粗付加価値額）	3
2. 品目別の出荷額等の動向（従業者 4 人以上の事業所）	5
(1) 品目別産出事業所数	5
(2) 品目別出荷額	6
平成 28 年経済センサス - 活動調査の概要	9
用語の解説	16
集計及び公表予定	22

平成 29 年 12 月 25 日
総務省・経済産業省

利用上の注意

1. 「平成28年経済センサス - 活動調査 産業別集計（製造業）」（以下「産業別集計（製造業）」という。）は、「平成28年経済センサス - 活動調査」（以下「28年活動調査」という。）の調査結果において、製造業に格付けされた事業所（以下「事業所」という。）のうち、以下の全てに該当する事業所について集計したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、産業横断的集計における製造業の結果とは集計対象が異なっており、数値は一致しない。

なお、この「結果の概要」における「1. 従業者4人以上の事業所の動向」については、平成29年9月25日に公表した「平成28年経済センサス - 活動調査 産業別集計（製造業に関する集計）（概要版）」の内容を再掲したものである。

2. この「結果の概要」において、「平成28年」、「平成27年」、「平成24年」（下線のある年次の数値）及び「平成23年」の数値は「経済センサス - 活動調査（総務省・経済産業省）」（以下「活動調査」という。）の結果に基づくもので、その他の年次の数値は「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）の数値である。

調査結果のうち、製造品出荷額等、品目別出荷額、付加価値額については、表示年次における1年間の数値である。また、事業所数、産出事業所数、従業者数については、28年活動調査は平成28年6月1日現在、平成24年経済センサス - 活動調査（以下「24年活動調査」という。）は平成24年2月1日現在、工業統計は表示年次の12月31日現在の数値である。

なお、28年活動調査においては、事業所数、産出事業所数、従業者数、品目別出荷額（※）については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額については、これらの調査分を含まない集計結果である（個人経営調査票については調査の概要を参照）。

※個人経営調査票では、品目別出荷額は上位3品目のみ調査している。

3. 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計している（具体的な算式は「用語の解説」の(2)及び(11)を参照）。なお、平成29年5月31日に公表した「平成28年経済センサス - 活動調査（速報）」における付加価値額は企業等に関する集計であるため、事業所に関する集計結果である「産業別集計（製造業）」の結果とは異なっている。
4. 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取

扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

5. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。

該当数値がないもの及び分母が0等のため計算できないものは「－」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」、プラスのものは本文においては「+」で表した。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。更に平成27年が秘匿する必要のない箇所であっても、増減比較をする対象年次が秘匿であった場合、増減率を「X」とした。

6. 時系列比較に用いた工業統計については、以下の点に留意されたい。

(1) 平成19年については、事業所の捕捉を行ったため、事業所数及び従業者数の前年比については時系列を考慮し、当該捕捉事業所を除いたもので計算している。

また、平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成18年以前の数値とは接続しない。

(2) 平成20年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、19年の数値を20年の分類で再集計し計算したものである。

(3) 平成22年における「石油製品・石炭製品製造業」、「非鉄金属製造業」の製造品出荷額等、付加価値額及び原材料使用額等については、一部企業における製販合併に伴う増大要因を包含している。このため、数値の解釈に当たっては、この点に十分留意されたい。

7. 表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおり。

産業中分類名	略 称	産業中分類名	略 称
09 食料品製造業	食料	21 窯業・土石製品製造業	窯業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	24 金属製品製造業	金属
13 家具・装備品製造業	家具	25 はん用機械器具製造業	は用
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	紙パ	26 生産用機械器具製造業	生産
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17 石油製品・石炭製品製造業	石油	29 電気機械器具製造業	電気
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラ	30 情報通信機械器具製造業	情報
19 ゴム製品製造業	ゴム	31 輸送用機械器具製造業	輸送
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32 その他の製造業	その他

8. 集計に用いた産業分類については、以下の点に留意されたい。

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本編における例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421洋紙製造業、1423機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

・ 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

・ 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引

抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

(3) 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

概 況

1. 従業者4人以上の事業所の動向

－ 製造品出荷額等は4年連続の増加、付加価値額は3年連続の増加 －

第1表 主要項目の推移（従業者4人以上の事業所）

年次	項目	事業所数		従業者数		年次	項目	製造品出荷額等		付加価値額	
		(人)	増減率 (%)	(人)	増減率 (%)			(億円)	増減率 (%)	(億円)	増減率 (%)
平成18年		258,543	▲ 6.6	8,225,442	0.8	平成18年		3,148,346	6.6	1,075,982	3.5
19年		258,232	▲ 5.9	8,518,545	0.1	19年		3,367,566	-	1,086,564	-
20年		263,061	1.9	8,364,607	▲ 1.8	20年		3,355,788	▲ 0.3	1,013,047	▲ 6.8
21年		235,817	▲ 10.4	7,735,789	▲ 7.5	21年		2,652,590	▲ 21.0	803,194	▲ 20.7
22年		224,403	▲ 4.8	7,663,847	▲ 0.9	22年		2,891,077	9.0	906,672	12.9
24年		233,186	3.9	7,472,111	▲ 2.5	23年		2,849,688	▲ 1.4	915,544	1.0
24年		216,262	▲ 7.3	7,425,339	▲ 0.6	24年		2,887,276	1.3	883,947	▲ 3.5
25年		208,029	▲ 3.8	7,402,984	▲ 0.3	25年		2,920,921	1.2	901,489	2.0
26年		202,410	▲ 2.7	7,403,269	0.0	26年		3,051,400	4.5	922,889	2.4
28年		217,601	7.5	7,497,792	1.3	27年		3,131,286	2.6	980,280	6.2

- 注1：付加価値額について、従業者4～29人の事業所は粗付加価値額である。
 2：平成19年調査において、事業所の捕捉を行ったため、事業所数及び従業者数の前年比については時系列を考慮し、当該捕捉事業所を除いたもので計算している。
 3：平成19年調査において、調査項目を変更したことから製造品出荷額等及び付加価値額は平成18年以前の数値とは接続しない。
 4：平成20年調査において、日本標準産業分類の改定が行われたため、前年比については平成19年の数値を平成20年の分類で再集計し計算している。
 5：下線の年次の数値は活動調査の数値、その他の年次は工業統計の数値である。
 6：平成27年の製造品出荷額等及び付加価値額については、個人経営調査票による調査分を含まない。
 7：事業所数及び従業者数について、平成24年は平成24年2月1日現在、平成28年は平成28年6月1日現在、その他の年次は同じ年の12月31日現在である。
 8：製造品出荷額等及び付加価値額について、それぞれの年次における1年間の数値である。

(1) 産業中分類別事業所数及び従業者数

－ 事業所数が最も多いのは金属製品製造業、従業者数が最も多いのは食料品製造業 －

ア 事業所数は21万7601事業所、平成26年工業統計結果と比較（以下「平成26年比」という。）すると+7.5%となり、4回ぶりに増加した（第1表）。

産業中分類別構成比をみると、「金属製品製造業」（2万8776事業所、構成比13.2%）が最も高く、次いで「食料品製造業」（2万8239事業所、同13.0%）、「生産用機械器具製造業」（2万651事業所、同9.5%）、「繊維工業」（1万4745事業所、同6.8%）、「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」（1万3631事業所、同6.3%）の順となっている。

なお、これらのうち上位3産業について平成26年比をみると、「金属製品製造業」が+7.4%、「食料品製造業」が+4.1%、「生産用機械器具製造業」が+8.2%となっている（第2表、第1図）。

イ 従業者数は749万7792人、平成26年比+1.3%と2回連続の増加であった（第1表）。

産業中分類別構成比をみると、「食料品製造業」（110万9819人、構成比14.8%）が最も高く、次いで「輸送用機械器具製造業」（104万1452人、同13.9%）、「金属製品製造業」（58万3664人、同7.8%）、「生産用機械器具製造業」（56万4958人、同7.5%）、「電気機械器具製造業」（48万2552人、同6.4%）の順となっている。

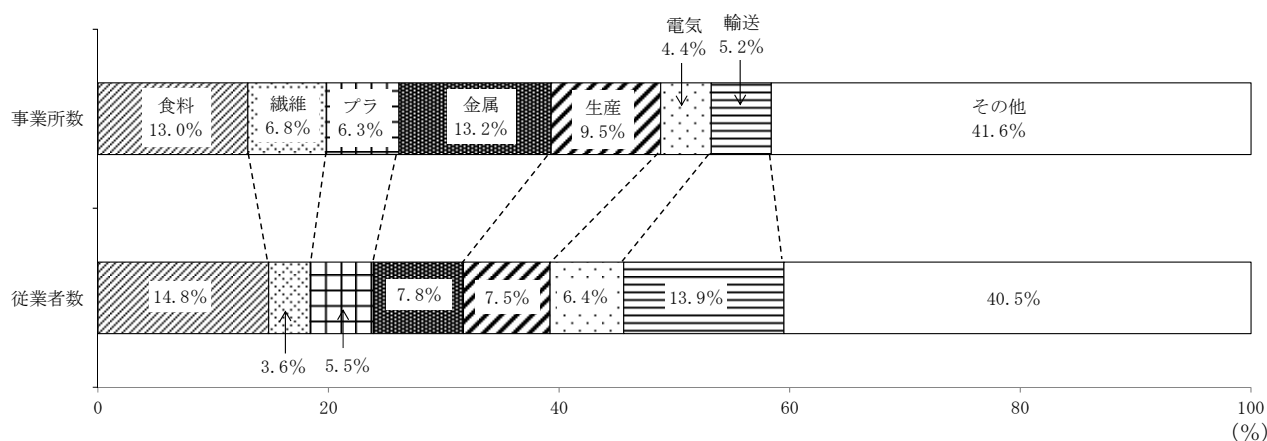
なお、これらのうち上位3産業について平成26年比をみると、「食料品製造業」が▲0.2%、「輸送用機械器具製造業」が+6.2%、「金属製品製造業」が+1.2%となっている（第2表、第1図）。

第2表 産業中分類別事業所数及び従業者数（従業者4人以上の事業所）

項目 産業	事業所数				従業者数			
	平成26年	平成28年	増減率 (%)	構成比 (%)	平成26年 (人)	平成28年 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)
製造業計	202,410	217,601	7.5	100.0	7,403,269	7,497,792	1.3	100.0
09 食料品製造業	27,115	28,239	4.1	13.0	1,112,433	1,109,819	▲0.2	14.8
10 飲料・たばこ・飼料製造業	4,128	4,759	15.3	2.2	99,451	103,075	3.6	1.4
11 繊維工業	13,430	14,745	9.8	6.8	268,135	268,299	0.1	3.6
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	5,547	6,101	10.0	2.8	91,497	95,544	4.4	1.3
13 家具・装備品製造業	5,550	6,389	15.1	2.9	96,824	99,978	3.3	1.3
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	5,969	6,231	4.4	2.9	181,868	185,907	2.2	2.5
15 印刷・同関連業	11,664	12,185	4.5	5.6	268,880	263,891	▲1.9	3.5
16 化学工業	4,669	4,957	6.2	2.3	343,416	348,895	1.6	4.7
17 石油製品・石炭製品製造業	931	962	3.3	0.4	24,830	24,248	▲2.3	0.3
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	12,936	13,631	5.4	6.3	405,938	411,676	1.4	5.5
19 ゴム製品製造業	2,525	2,664	5.5	1.2	110,987	114,775	3.4	1.5
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	1,394	1,591	14.1	0.7	22,380	22,558	0.8	0.3
21 窯業・土石製品製造業	9,974	10,627	6.5	4.9	237,733	242,816	2.1	3.2
22 鉄鋼業	4,222	4,625	9.5	2.1	214,988	209,748	▲2.4	2.8
23 非鉄金属製造業	2,594	2,714	4.6	1.2	138,587	131,884	▲4.8	1.8
24 金属製品製造業	26,797	28,776	7.4	13.2	576,707	583,664	1.2	7.8
25 はん用機械器具製造業	7,141	7,336	2.7	3.4	308,841	306,415	▲0.8	4.1
26 生産用機械器具製造業	19,083	20,651	8.2	9.5	550,642	564,958	2.6	7.5
27 業務用機械器具製造業	4,159	4,610	10.8	2.1	204,404	210,084	2.8	2.8
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	4,267	4,535	6.3	2.1	382,110	381,686	▲0.1	5.1
29 電気機械器具製造業	8,953	9,476	5.8	4.4	481,936	482,552	0.1	6.4
30 情報通信機械器具製造業	1,501	1,465	▲2.4	0.7	151,851	136,141	▲10.3	1.8
31 輸送用機械器具製造業	10,415	11,423	9.7	5.2	980,505	1,041,452	6.2	13.9
32 その他の製造業	7,446	8,909	19.6	4.1	148,326	157,727	6.3	2.1

注：平成28年の数値は活動調査の数値、平成26年の数値は工業統計の数値である。また、事業所数及び従業者数について、平成26年は平成26年12月31日現在、平成28年は平成28年6月1日現在である。

第1図 産業中分類別事業所数及び従業者数の構成比（従業者4人以上の事業所）



(2) 産業中分類別製造品出荷額等及び付加価値額（従業者4～29人は粗付加価値額）

－ 製造品出荷額等と付加価値額が最も多いのは共に輸送用機械器具製造業 －

ア 製造品出荷額等は313兆1286億円、平成26年工業統計結果と比較（以下「前年比」という。）すると+2.6%となり、4年連続の増加であった（第1表）。

製造品出荷額等の産業中分類別構成比をみると、「輸送用機械器具製造業」（64兆6539億円、構成比20.6%）が最も高く、次いで「化学工業」（28兆6222億円、同9.1%）、「食料品製造業」（28兆1022億円、同9.0%）、「鉄鋼業」（17兆8420億円、同5.7%）、「生産用機械器具製造業」（17兆8374億円、同5.7%）の順となっている。

なお、これらのうち上位3産業について前年比をみると、「輸送用機械器具製造業」が+7.6%、「化学工業」が+1.8%、「食料品製造業」が+8.4%となっている（第3表、第2図）。

イ 付加価値額は98兆280億円、前年比+6.2%と3年連続の増加であった（第1表）。

付加価値額の産業中分類別構成比をみると、「輸送用機械器具製造業」（18兆286億円、構成比18.4%）が最も高く、次いで「化学工業」（10兆5465億円、同10.8%）、「食料品製造業」（9兆5266億円、同9.7%）、「生産用機械器具製造業」（6兆7019億円、同6.8%）、「電気機械器具製造業」（5兆8471億円、同6.0%）の順となっている。

なお、これらのうち上位3産業について前年比をみると、「輸送用機械器具製造業」が+7.5%、「化学工業」が+7.8%、「食料品製造業」が+8.7%となっている（第3表、第2図）。

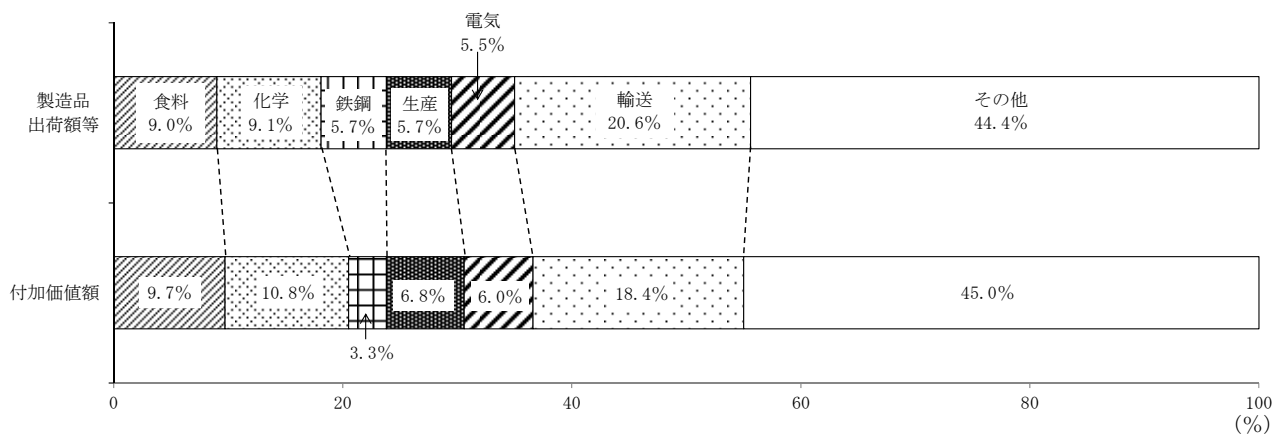
第3表 産業中分類別製造品出荷額等及び付加価値額（従業者4人以上の事業所）

項目	製造品出荷額等				付加価値額			
	平成26年 (億円)	平成27年 (億円)	増減率 (%)	構成比 (%)	平成26年 (億円)	平成27年 (億円)	増減率 (%)	構成比 (%)
製造業計	3,051,400	3,131,286	2.6	100.0	922,889	980,280	6.2	100.0
09 食料品製造業	259,361	281,022	8.4	9.0	87,633	95,266	8.7	9.7
10 飲料・たばこ・飼料製造業	95,968	102,404	6.7	3.3	26,578	31,559	18.7	3.2
11 繊維工業	38,223	39,700	3.9	1.3	14,535	15,820	8.8	1.6
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	25,200	26,897	6.7	0.9	7,483	8,969	19.9	0.9
13 家具・装備品製造業	19,150	19,125	▲0.1	0.6	7,220	7,447	3.1	0.8
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	69,744	72,792	4.4	2.3	20,617	22,071	7.1	2.3
15 印刷・同関連業	54,159	53,571	▲1.1	1.7	23,773	23,706	▲0.3	2.4
16 化学工業	281,230	286,222	1.8	9.1	97,844	105,465	7.8	10.8
17 石油製品・石炭製品製造業	186,591	145,548	▲22.0	4.6	6,672	3,998	▲40.1	0.4
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	115,326	117,671	2.0	3.8	40,814	42,370	3.8	4.3
19 ゴム製品製造業	32,073	34,994	9.1	1.1	13,255	14,536	9.7	1.5
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	3,475	3,357	▲3.4	0.1	1,239	1,274	2.8	0.1
21 窯業・土石製品製造業	73,322	74,741	1.9	2.4	29,354	31,058	5.8	3.2
22 鉄鋼業	192,022	178,420	▲7.1	5.7	35,217	32,444	▲7.9	3.3
23 非鉄金属製造業	94,220	96,795	2.7	3.1	19,236	19,609	1.9	2.0
24 金属製品製造業	139,328	143,057	2.7	4.6	53,875	57,779	7.2	5.9
25 はん用機械器具製造業	101,031	108,231	7.1	3.5	37,648	39,982	6.2	4.1
26 生産用機械器具製造業	165,906	178,374	7.5	5.7	61,414	67,019	9.1	6.8
27 業務用機械器具製造業	70,336	73,110	3.9	2.3	27,307	28,912	5.9	2.9
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	138,176	147,883	7.0	4.7	48,619	52,318	7.6	5.3
29 電気機械器具製造業	170,317	173,656	2.0	5.5	58,190	58,471	0.5	6.0
30 情報通信機械器具製造業	86,279	86,522	0.3	2.8	21,754	24,061	10.6	2.5
31 輸送用機械器具製造業	600,633	646,539	7.6	20.6	167,642	180,286	7.5	18.4
32 その他の製造業	39,332	40,656	3.4	1.3	14,970	15,862	6.0	1.6

注1：付加価値額について、従業者4～29人の事業所は、粗付加価値額である。

2：平成27年の製造品出荷額等及び付加価値額については、個人経営調査票による調査分を含まない。

第2図 産業中分類別製造品出荷額等及び付加価値額の構成比（従業者4人以上の事業所）



注1：付加価値額について、従業者4～29人の事業所は、粗付加価値額である。

注2：製造品出荷額等及び付加価値額については、個人経営調査票による調査分を含まない。

2. 品目別の出荷額等の動向（従業者4人以上の事業所）

(1) 品目別産出事業所数

一産出事業所数が最も多い品目は「オフセット印刷物（紙に対するもの）」一

品目別の産出事業所数をみると、「オフセット印刷物（紙に対するもの）」（7,340事業所）が最も多く、次いで「その他の製缶板金製品」（3,645事業所）、「その他の製造食料品」（3,157事業所）、「生コンクリート」（2,682事業所）、「その他の建設用金属製品」（2,457事業所）、「金属工作機械の部分品・取付具・附属品」（2,443事業所）、「打抜・プレス機械部分品（機械仕上げをしないもの）」（2,363事業所）、「他に分類されない水産食料品」（2,222事業所）、「自動車用プラスチック製品」（2,217事業所）、「和生菓子」（2,208事業所）の順となっている。

これを都道府県別にみると、「オフセット印刷物（紙に対するもの）」は東京、大阪、愛知などに多く、この3都府県合計で産出事業所数の3割強を占め、「その他の製缶板金製品」は愛知、大阪、神奈川などに多く、この3府県で産出事業所数の3割弱を占めている（第4表）。

第4表 産出事業所数上位30品目の状況（平成28年、従業者4人以上の事業所）

順位 ()内は平成26年	品目名称	産出事業所数		主な都道府県		
		平成26年	平成26年差	第1位	第2位	第3位
1 (1)	オフセット印刷物（紙に対するもの）	7,340	296	東京	大阪	愛知
2 (2)	その他の製缶板金製品	3,645	▲ 292	愛知	大阪	神奈川
3 (3)	その他の製造食料品	3,157	▲ 29	愛知	北海道	埼玉
4 (4)	生コンクリート	2,682	▲ 17	北海道	愛知	埼玉
5 (5)	その他の建設用金属製品	2,457	▲ 101	大阪	埼玉	北海道
6 (6)	金属工作機械の部分品・取付具・附属品	2,443	47	愛知	大阪	静岡
7 (8)	打抜・プレス機械部分品（機械仕上げをしないもの）	2,363	51	愛知	大阪	埼玉
8 (10)	他に分類されない水産食料品	2,222	▲ 19	北海道	静岡	宮城
9 (9)	自動車用プラスチック製品	2,217	▲ 83	愛知	静岡	群馬
10 (7)	和生菓子	2,208	▲ 124	新潟	北海道	京都
11 (12)	建具（金属製を除く）	2,120	207	愛知	北海道	福岡
12 (11)	段ボール箱	1,971	▲ 112	大阪	愛知	埼玉
13 (15)	和風めん	1,855	101	長崎	兵庫	香川
14 (17)	その他の自動車部品（二輪自動車部品を含む）	1,846	113	愛知	静岡	埼玉
15 (14)	プレス用金型	1,835	▲ 9	愛知	大阪	静岡
16 (13)	鉄骨	1,792	▲ 114	愛知	大阪	北海道
17 (28)	看板、標識機、展示装置（電氣的、機械的でないもの）	1,782	353	大阪	東京	愛知
18 (16)	板類	1,672	▲ 63	北海道	熊本	大分
19 (19)	プラスチック用金型	1,638	▲ 51	愛知	大阪	埼玉
20 (18)	洋生菓子	1,602	▲ 106	北海道	愛知	大阪
21 (22)	そう（惣）菜	1,584	12	北海道	兵庫	静岡
22 (24)	木製棚・戸棚	1,581	74	福岡	埼玉	愛知
23 (26)	他に分類されない生産用機械器具の部分品・取付具・附属品	1,574	105	愛知	大阪	静岡
24 (27)	金属加工機械の部分品・取付具・附属品	1,553	95	愛知	大阪	東京
25 (25)	その他の建築用金属製品	1,508	28	大阪	埼玉	東京
26 (23)	その他の工業用プラスチック製品	1,503	▲ 43	愛知	埼玉	大阪
27 (21)	ひき角類	1,502	▲ 109	北海道	熊本	三重
28 (20)	ひき割類	1,443	▲ 185	北海道	熊本	大分
29 (30)	シャシー部品、車体部品	1,440	70	愛知	静岡	神奈川
30 (32)	その他の木製家具（漆塗りを除く）	1,419	87	愛知	静岡	埼玉

注1：産出事業所数が同じ場合は、出荷額の多い都道府県を上位としている。

2：くず・廃物・副産物品目を除外している。以下、同じ。

(2) 品目別出荷額

－出荷額が最も多い品目は普通自動車（気筒容量 2000ml を超えるもの）（シャシーを含む）－

品目別の出荷額をみると、輸送用機械器具の「普通乗用車（気筒容量 2000ml を超えるもの）（シャシーを含む）」（10 兆 519 億円）、「その他の自動車部品（二輪自動車部品を含む）」（6 兆 7251 億円）、「駆動・伝導・操縦装置部品」（6 兆 3925 億円）、「軽・小型乗用車（気筒容量 2000ml 以下）（シャシーを含む）」（4 兆 1624 億円）、「シャシー部品、車体部品」（3 兆 9473 億円）、「自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品」（3 兆 7868 億円）、「トラック（けん引車を含む）」（3 兆 3405 億円）や石油製品・石炭製品の「ガソリン」（5 兆 6368 億円）、「軽油」（2 兆 1752 億円）、化学工業製品の「医薬品製剤（医薬部外品製剤を含む）」（6 兆 9107 億円）、印刷・同関連品の「オフセット印刷物（紙に対するもの）」（3 兆 735 億円）といった品目が品目別出荷額の上位を占めている（第 5 表）。

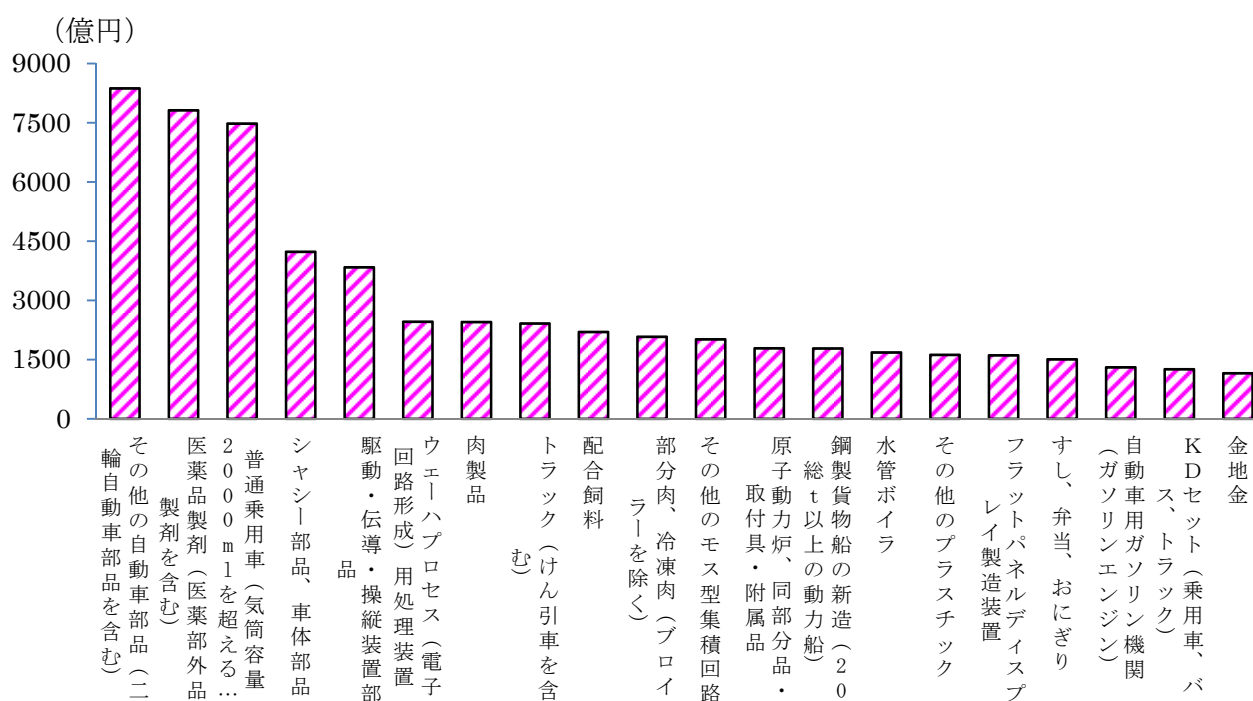
第 5 表 品目別出荷額上位 30 品目の状況（平成 27 年、従業者 4 人以上の事業所）

順位 ()内は前年	品目名称	出荷額		主な都道府県		
		(百万円)	前年比(%)	第1位	第2位	第3位
1 (1)	普通乗用車（気筒容量2000mlを超えるもの）（シャシーを含む）	10,051,856	8.0	愛知	福岡	群馬
2 (3)	医薬品製剤（医薬部外品製剤を含む）	6,910,731	12.8	埼玉	大阪	滋賀
3 (5)	その他の自動車部品（二輪自動車部品を含む）	6,725,082	14.2	愛知	静岡	広島
4 (4)	駆動・伝導・操縦装置部品	6,392,509	6.4	愛知	静岡	群馬
5 (2)	ガソリン	5,636,811	▲ 11.6	神奈川	千葉	大阪
6 (6)	軽・小型乗用車（気筒容量2000ml以下）（シャシーを含む）	4,162,445	▲ 10.5	静岡	三重	岩手
7 (8)	シャシー部品、車体部品	3,947,331	12.0	愛知	神奈川	群馬
8 (7)	自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品	3,786,839	0.9	愛知	群馬	静岡
9 (9)	トラック（けん引車を含む）	3,340,456	7.8	愛知	神奈川	三重
10 (10)	オフセット印刷物（紙に対するもの）	3,073,516	0.7	東京	埼玉	大阪
11 (11)	軽油	2,175,235	▲ 27.9	千葉	神奈川	大阪
12 (12)	たばこ	2,081,288	1.8	栃木	京都	静岡
13 (13)	鉄鋼切断品（溶断を含む）	1,908,781	0.2	愛知	大阪	千葉
14 (15)	自動車用プラスチック製品	1,863,272	5.0	愛知	群馬	静岡
15 (14)	鋼帯	1,700,273	▲ 9.3	広島	大分	茨城
16 (16)	他に分類されない電子部品・デバイス・電子回路	1,661,809	0.5	石川	秋田	長野
17 (21)	部分肉、冷凍肉（プロイラーを除く）	1,573,355	15.2	鹿児島	北海道	埼玉
18 (17)	その他の製造食料品	1,557,320	5.7	茨城	大阪	埼玉
19 (22)	鋼製貨物船の新造（20総t以上の動力船）	1,492,797	13.5	広島	愛媛	長崎
20 (18)	液晶パネル	1,472,029	0.3	三重	大阪	千葉
21 (24)	KDセット（乗用車、バス、トラック）	1,389,759	9.9	愛知	静岡	広島
22 (20)	懸架・制動装置部品	1,371,501	▲ 1.4	愛知	埼玉	岐阜
23 (23)	ショベル系掘さく機	1,367,281	5.1	茨城	大阪	広島
24 (25)	内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品	1,276,631	2.1	静岡	三重	愛知
25 (32)	すし、弁当、おにぎり	1,257,648	13.6	千葉	神奈川	埼玉
26 (28)	段ボール箱	1,222,345	0.7	愛知	埼玉	大阪
27 (42)	配合飼料	1,219,451	22.0	鹿児島	茨城	愛知
28 (35)	自動車用ガソリン機関（ガソリンエンジン）	1,211,066	12.1	愛知	神奈川	静岡
29 (29)	生コンクリート	1,198,731	0.0	東京	神奈川	埼玉
30 (45)	その他のモス型集積回路	1,186,269	20.5	広島	岡山	長崎

品目別出荷額の前年比をみると、1774品目に対し、出荷額が増加した品目数は1084品目（全品目の61.1%）、減少した品目数は690品目（同38.9%）となっており、出荷額が増加した品目数が、出荷額が減少した品目数を上回っている。

出荷額が増加した品目をみると、輸送用機械器具の「その他の自動車部品（二輪自動車部品を含む）」（対前年増加額8372億円）、「普通乗用車（気筒容量2000mlを超えるもの）（シャシーを含む）」（同7478億円）、「シャシー部品、車体部品」（同4230億円）や食料品の「肉製品」（同2453億円）、「部分肉、冷凍肉（ブロイラーを除く）」（同2078億円）、「すし、弁当、おにぎり」（同1509億円）、化学工業製品の「医薬品製剤（医薬部外品製剤を含む）」（同7816億円）といった品目が上位を占めている（第3図）。

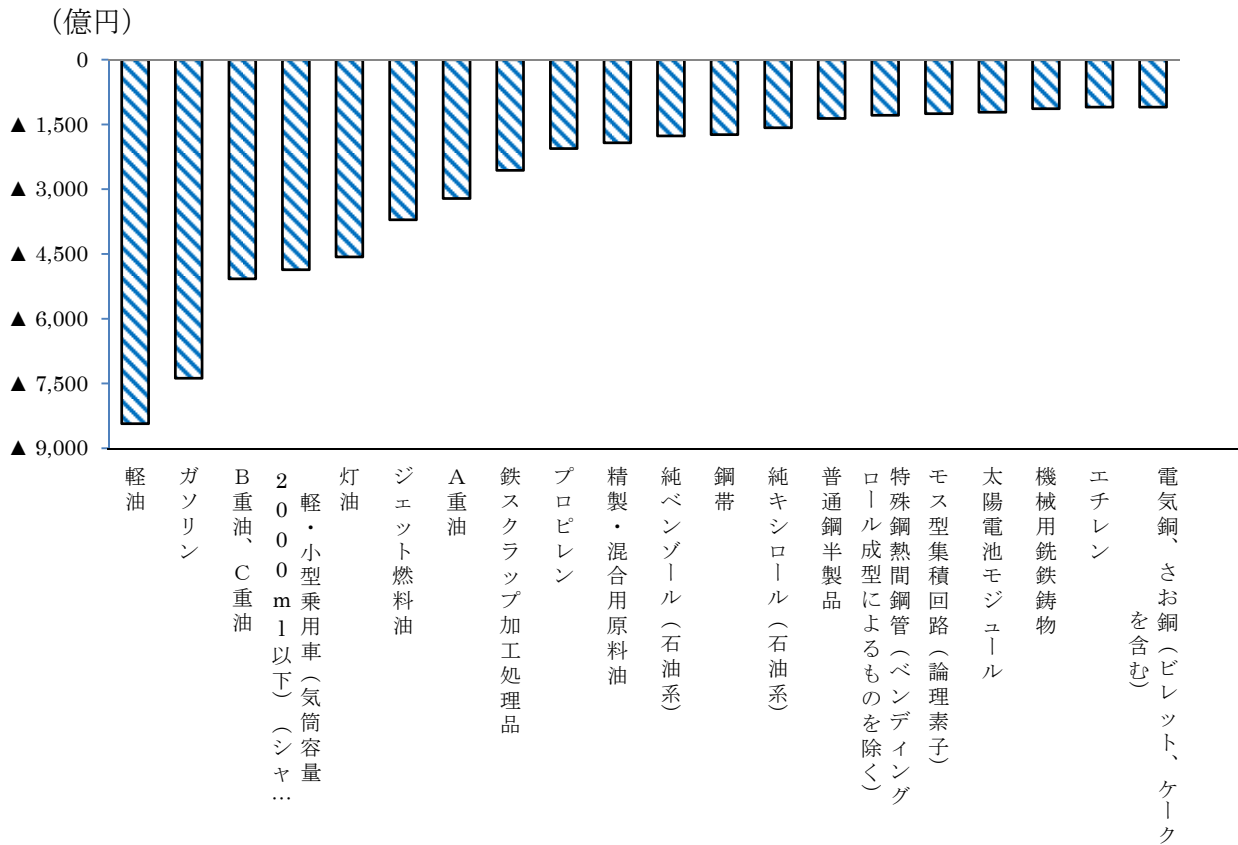
第3図 品目別出荷額対前年増加額上位20品目（平成27年—26年）
（従業者4人以上の事業所）



注：グラフ中の品目名称は、一部省略して表記している。以下、同じ。

一方、出荷額が減少した品目をみると、石油製品・石炭製品の「軽油」（対前年減少額▲8430億円）、「ガソリン」（同▲7378億円）、「B重油、C重油」（同▲5074億円）や輸送用機械器具の「軽・小型乗用車（気筒容量2000ml以下）（シャシーを含む）」（同▲4862億円）、鉄鋼の「鉄スクラップ加工処理品」（同▲2562億円）といった品目が上位となっている（第4図）。

第4図 品目別出荷額対前年減少額上位20品目（平成27年～26年）
（従業者4人以上の事業所）



平成 28 年経済センサス - 活動調査の概要

1. 調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としている。

2. 調査日

平成28年6月1日

3. 調査対象

(1) 地域的範囲

全国（ただし、以下に掲げる地域を除く。）

<調査範囲から除外した地域>

平成28年6月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定に基づき原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が設定した帰還困難区域を含む調査区

(2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業（以下「調査事業所」という。）について行った。

- ① 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

4. 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、以下に掲げるものについては、特例を設けた。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

5. 調査事項

【個人経営調査票】

① <個人経営調査票>

・全産業共通事項

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 事業所の開設時期
- エ 事業所の主な事業の内容
- オ 事業所の従業者数
- カ 経営組織
- キ 単独事業所・本所・支所の別等
- ク 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ケ 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
- コ 事業別売上（収入）金額
- サ 電子商取引の有無及び割合
- シ 設備投資の有無及び取得額

・産業別に調査する事項

- ア 主な事業の種類又は事業所の形態等
- イ 事業別売上（収入）金額の内訳
- ウ サービス関連産業B又は医療、福祉の相手先別収入割合

【単独事業所調査票】

・全産業共通事項（単独事業所）

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 事業所の開設時期
- エ 事業所の主な事業の内容
- オ 事業所の従業者数
- カ 経営組織（協同組合は除く）
- キ 単独事業所・本所・支所の別等
- ク 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ケ 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目（協同組合においては経常収益、経常費用及び費用項目）
- コ 事業別売上（収入）金額
- サ 電子商取引の有無及び割合（個人経営及び法人のみ）
- シ 設備投資の有無及び取得額（個人経営及び法人のみ）
- ス 自家用自動車の保有台数（法人のみ）
- セ 土地・建物の所有の有無（法人のみ）

ソ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）

タ 決算月（会社のみ）

・産業別に調査する事項

② <農業、林業、漁業調査票>

ア 農業、林業、漁業の収入の内訳

③ <鉱業、採石業、砂利採取業調査票>

ア 給与総額等

イ 鉱業活動に係る費用

ウ 生産数量及び生産金額

④ <製造業調査票>

ア 人件費及び人材派遣会社への支払額

イ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

ウ 有形固定資産

エ リース契約による契約額及び支払額

オ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

カ 製造品出荷額、在庫額等

キ 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額

ク 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

ケ 主要原材料名

コ 工業用地及び工業用水

サ 作業工程

⑤ <卸売業、小売業調査票>

ア 年間商品販売額等

イ 年初及び年末商品手持額

ウ 年間商品仕入額

エ 小売販売額の商品群別割合

オ 小売販売額の商品販売形態別割合

カ セルフサービス方式の採用

キ 売場面積

ク 営業時間

ケ 店舗形態

コ チェーン組織への加盟

⑥ <医療、福祉調査票>

ア 医療、福祉の事業収入内訳

イ 医療、福祉の相手先別収入割合

ウ 事業所の形態、主な事業の内容

⑦ <建設業、サービス関連産業A、学校教育調査票>

ア 主な事業収入の内訳

イ 業態別工事種類

ウ 金融業、保険業、郵便局受託業の事業種類

エ 学校教育の種類

⑧ <協同組合調査票>

- ア 協同組合の種類
- ⑨ <サービス関連産業B調査票>
 - ア サービス関連産業Bの事業収入内訳
 - イ 施設・店舗等形態
 - ウ サービス関連産業Bの相手先別収入割合
 - エ 飲食サービス業の8時間換算雇用者数
 - オ 宿泊業の収容人数、客室数
 - カ 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高
 - キ 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等
 - ク 特定のサービス業における同業者との契約割合
- ⑩ <政治・経済・文化団体、宗教調査票>
 - ア 政治・経済・文化団体、宗教の種類

【産業共通調査票】

- ・全産業共通事項のみ
- ⑪ <産業共通調査票>
 - ア 名称及び電話番号
 - イ 所在地
 - ウ 事業所の開設時期
 - エ 事業所の従業者数
 - オ 事業所の主な事業の内容
 - カ 経営組織
 - キ 単独事業所・本所・支所の別等
 - ク 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
 - ケ 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
 - コ 事業別売上（収入）金額
 - サ 電子商取引の有無及び割合（個人経営及び法人のみ）
 - シ 設備投資の有無及び取得額（個人経営及び法人のみ）
 - ス 自家用自動車の保有台数（法人のみ）
 - セ 土地・建物の所有の有無（法人のみ）
 - ソ 移転及び名称変更の有無（法人のみ）
 - タ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
 - チ 決算月（会社のみ）
 - ツ 常用雇用者数及び支所等数（本所・本社・本店のみ）
 - テ 企業全体の主な事業の内容（本所・本社・本店のみ）

【企業調査票】

- ・全産業共通事項（企業）
 - ア 名称及び電話番号
 - イ 所在地
 - ウ 経営組織
 - エ 常用雇用者数及び支所等数
 - オ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- カ 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
- キ 企業全体の事業別売上（収入）金額
- ク 電子商取引の有無及び割合
- ケ 設備投資の有無及び取得額
- コ 自家用自動車の保有台数（法人のみ）
- サ 土地、建物の所有の有無（法人のみ）
- シ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
- ス 決算月（会社のみ）

・産業別に調査する事項

⑫ <企業調査票>

- ア 企業全体の主な事業の内容
- イ 年初及び年末商品手持額（法人のみ）
- ウ 年間商品仕入額（法人のみ）

⑬ <企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）>

- ア 主な事業収入の内訳
- イ 業態別工事種類
- ウ 金融業、保険業の事業種類
- エ 学校等種類別収入内訳

⑭ <団体調査票（政治・経済・文化団体、宗教）>

- ア 政治・経済・文化団体、宗教の種類

【事業所調査票】

・全産業共通事項（事業所）

- ア 事業所の名称及び電話番号
- イ 事業所の所在地
- ウ 事業所の開設時期
- エ 事業所の従業者数
- オ 本所等の別
- カ 管理・補助的業務

・産業別に調査する事項

⑮ <農業、林業、漁業調査票>

- ア 主な事業の内容
- イ 事業所の売上（収入）金額
- ウ 事業別売上（収入）金額
- エ 農業、林業、漁業の収入の内訳

⑯ <鉱業、採石業、砂利採取業調査票>

- ア 主な事業の内容
- イ 事業所の売上（収入）金額
- ウ 事業別売上（収入）金額
- エ 給与総額等
- オ 鉱業活動に係る費用
- カ 生産数量及び生産金額

- ⑰ <製造業調査票>
- ア 主な事業の内容
 - イ 事業所の売上（収入）金額
 - ウ 事業別売上（収入）金額
 - エ 人件費及び人材派遣会社への支払額
 - オ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
 - カ 有形固定資産
 - キ リース契約による契約額及び支払額
 - ク 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
 - ケ 製造品出荷額、在庫額等
 - コ 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
 - サ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
 - シ 主要原材料名
 - ス 工業用地及び工業用水
 - セ 作業工程
- ⑱ <卸売業、小売業調査票>
- ア 主な事業の内容
 - イ 事業所の売上（収入）金額
 - ウ 事業別売上（収入）金額
 - エ 年間商品販売額等
 - オ 小売販売額の商品群別割合
 - カ 小売販売額の商品販売形態別割合
 - キ セルフサービス方式の採用
 - ク 売場面積
 - ケ 営業時間
 - コ 店舗形態
 - サ チェーン組織への加盟
- ⑲ <医療、福祉調査票>
- ア 事業所の売上（収入）金額
 - イ 事業別売上（収入）金額
 - ウ 医療、福祉の事業収入内訳
 - エ 医療、福祉の相手先別収入割合
 - オ 事業所の形態、主な事業の内容
- ⑳ <建設業、サービス関連産業A、学校教育調査票>
- ア 主な事業の種類
- ㉑ <協同組合調査票>
- ア 事業所の売上（収入）金額
 - イ 事業別売上（収入）金額
 - ウ 協同組合の種類
 - エ 信用事業又は共済事業の実施の有無
- ㉒ <サービス関連産業B調査票>
- ア 主な事業の内容

- イ 事業所の売上（収入）金額
 - ウ 事業別売上（収入）金額
 - エ サービス関連産業Bの事業収入内訳
 - オ 施設・店舗等形態
 - カ サービス関連産業Bの相手先別収入割合
 - キ 飲食サービス業の8時間換算雇用者数
 - ク 宿泊業の収容人数、客室数
 - ケ 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高
 - コ 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等
 - サ 特定のサービス業における同業者との契約割合
- ②③ <政治・経済・文化団体、宗教調査票>
- ア 政治・経済・文化団体、宗教の種類

6. 調査の方法

調査は調査員による調査（以下「調査員調査」という。）と総務省、経済産業省、都道府県及び市区による調査（以下「直轄調査」という。）の2種類から成る。

(1) 調査員調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、(2)における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については、調査票の配布は調査員が行い、収集はオンライン又は調査員による回収により行った。

- ・総務省及び経済産業省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査事業所

(2) 直轄調査

複数事業所を有する企業等については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省及び経済産業省が郵送により行い、収集は市区、都道府県、総務省、経済産業省の担当区分に応じて、オンライン又は郵送により行った。

また、特定の単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の事業所）及び新設事業所については、総務省及び経済産業省が、調査票の配布は郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行った。

ア 市区による調査

同一市区内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ウに掲げるものを除く。）

- ・総務省及び経済産業省－都道府県－市区－調査事業所

イ 都道府県による調査

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ア及びウに掲げるものを除く。）

- ・総務省及び経済産業省－都道府県－調査事業所

ウ 総務省及び経済産業省による調査

複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業等の事業所、従業者数30人以上の企業等の事業所並びに総務大臣及び経済産業大臣が定めた事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣が定めた調査区内の単独事業所及び新設事業所

- ・総務省及び経済産業省－調査事業所

<産業編>

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者

平成28年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

なお、常用労働者とは、以下における「有給役員」、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

- ① 個人事業主及び無給家族従業者
実際に事業所を経営している個人業主と個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。
- ② 有給役員
法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を得ている人をいう。
なお、重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「正社員・正職員」に含まれる。
- ③ 常用雇用者
以下のア、イをいい、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」に分けられる。
ア 事業所に常時雇用されている者
イ 期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者
- ④ 正社員・正職員
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。
なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払を受けている者も含む。
- ⑤ パート・アルバイト等
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。
- ⑥ 出向・派遣受入者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。
- ⑦ 臨時雇用者
常用労働者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(3) 常用労働者年間月平均数（従業者30人以上の事業所）

平成27年毎月末日現在の月別常用労働者数を平均したものをいう。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

(4) 事業に従事する者の人件費

平成27年1月から平成27年12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をい

う。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

(5) 原材料、燃料、電力の使用額等

平成27年1月から平成27年12月までの1年間における次の①～⑥の合計をいう。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

① 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

② 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

③ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

④ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

⑤ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。

⑥ 転売した商品の仕入額

平成27年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

(6) 製造品出荷額等

平成27年1月から平成27年12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計をいう。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

① 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成27年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成27年中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額

平成27年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

③ その他収入額

上記①、②及びくず廃物の出荷額以外の収入額をいう。

(7) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者10人以上の事業所（一部を除く（*）））

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

*：原材料及び燃料の在庫額は従業者30人以上の事業所

※個人経営調査票による調査分を含まない。

(8) 有形固定資産（従業者10人以上の事業所（一部を除く（*）））

平成27年1月から平成27年12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によっている。
*：有形固定資産の内訳である「イ建物及び構築物」、「ウ機械及び装置」、「エ船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等」は従業者30人以上の事業所
※個人経営調査票による調査分を含まない。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
 - ア 土地
 - イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
 - ウ 機械及び装置（附属設備を含む）
 - エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- ② 建設仮勘定の増加額及び減少額
増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却額
有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- ④ 有形固定資産額の算式は以下のとおり。
 - ア 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額
 - イ 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額
 - ウ 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

(9) リース契約による契約額及び支払額（従業者30人以上の事業所）

※個人経営調査票による調査分を含まない。

- ① リース
賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。
なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。
- ② リース契約額
新規に契約したリースのうち、平成27年1月から平成27年12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいう。
- ③ リース支払額
平成27年1月から平成27年12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいう。したがって、平成27年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

(10) 生産額（従業者10人以上の事業所）

下記算式により算出している。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

(11) 付加価値額（粗付加価値額）

下記算式により算出している。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

- ① 従業者30人以上
付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) \\ + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) \\ - (消費税を除く内国消費税額 (*) + 推計消費税額) \\ - 原材料、燃料、電力の使用額等 - 減価償却額
- ② 従業者29人以下
粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)

－ 原材料、燃料、電力の使用額等

*：消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額
又は納付すべき税額の合計

(12) 単位当たりの製造品出荷額等、付加価値額及び現金給与額

下記算式により算出している。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

① 従業者30人以上

ア 従業者1人当たり製造品出荷額等

$$= \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{(\text{個人事業主及び無給家族従業者数} + \text{常用労働者年間月平均数})}$$

イ 従業者1人当たり付加価値額

$$= \frac{\text{付加価値額}}{(\text{個人事業主及び無給家族従業者数} + \text{常用労働者年間月平均数})}$$

ウ 常用労働者のうち雇業者1人当たり現金給与額

$$= \frac{\text{常用雇業者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額}}{(\text{有給役員} + \text{常用雇業者} - \text{別経営の事業所へ出向または派遣している人})}$$

② 従業者4～29人

ア 従業者1人当たり現金給与総額

$$= \frac{\text{事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額}}{(\text{個人事業主及び無給家族従業者} + \text{常用労働者} - \text{別経営の事業所へ出向または派遣している人})}$$

イ 従業者1人当たり製造品出荷額等

$$= \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{(\text{個人事業主及び無給家族従業者} + \text{常用労働者} - \text{別経営の事業所へ出向または派遣している人})}$$

ウ 従業者1人当たり粗付加価値額

$$= \frac{\text{粗付加価値額}}{(\text{個人事業主及び無給家族従業者} + \text{常用労働者} - \text{別経営の事業所へ出向または派遣している人})}$$

<品目編>

(1) 産出事業所

産業の格付けとは関係なく、当該品目を生産した全ての事業所が集計されている。

(2) 製造品の出荷

① 製造品の出荷

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものも含む）を、平成27年中に当該事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成27年中に返品されたものを除く）

② 製造品出荷額

内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税

額の合計)を含んだ額である。
※個人経営調査票による調査分は、事業所における品目別売上高の上位3品目のみ含む。

(3) 製造品の在庫 (従業者30人以上の事業所)

当該事業所の所有に属する製造品のみの在庫である。

なお、品目編における製造品在庫には、半製品及び仕掛品の各勘定に属するもの、転売用の商品(他から購入した商品に加工しないでそのまま販売するもの)、特掲されていない「製造工程からでたくず及び廃物」は含んでいない。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

(4) 加工賃収入額

平成27年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

※個人経営調査票による調査分は、事業所における品目別売上高の上位3品目のみ含む。

(5) その他収入

「転売収入」、「修理料収入」等の製造品出荷額や加工賃収入額以外をいう。工業統計との対応関係については以下のとおり。

※個人経営調査票による調査分は、以下の表のうち「製造小売収入」、「修理料収入」、「冷蔵保管料収入」及び「販売電力収入」を含まない。

平成26年工業統計調査 (その他収入の種類)	対応	平成28年経済センサス-活動調査 製造業品目編(その他収入の種類)	(参考)調査票(第1面) 「事業別売上(収入)金額」の記載欄
710000 農業、林業収入	→	710001 農業、林業、漁業収入	(ア)①農業、林業、漁業の収入
720000 漁業収入			
730000 鉱業、採石業、 砂利採取業収入	→	730000 鉱物、採石、砂利採取業収入	(イ)②鉱物、採石、砂利採取事業の収入
800000 転売収入 (仕入商品販売収入)	→	800000 転売収入	(エ)④卸売の商品販売額
			(オ)⑤小売の商品販売額 (製造小売収入を除く)
810000 製造小売収入	→	810000 製造小売収入	(オ)⑤小売の商品販売額
740000 建設業収入	→	740000 建設業収入	(カ)⑥建設事業の収入
750000 販売電力収入	→	750000 販売電力収入	(カ)⑦電気、ガス、熱供給、水道事業の収入
760000 ガス・熱供給・水道業収入			
770000 情報通信業収入	→	770000 情報通信業収入	(カ)⑧通信、放送、映像・音声・文字情報制作 事業の収入
			(キ)⑫情報サービス、インターネット附随サー ビス事業の収入
780000 冷蔵保管料収入	→	780000 冷蔵保管料収入	(カ)⑨運輸、郵便事業の収入
790000 運輸業、郵便業収入 (冷蔵保管料収入を除く)			
790000 運輸業、郵便業収入 (冷蔵保管料収入を除く)	→	790000 運輸業、郵便業収入	
820000 金融・保険業収入	→	820000 金融・保険業収入	(カ)⑩金融、保険事業の収入
830000 不動産業、物品賃貸業収入	→	830000 不動産業、物品賃貸業収入	(キ)⑬不動産事業の収入
			(キ)⑭物品賃貸事業の収入
840000 学術研究、専門・技術サー ビス業収入	→	840000 学術研究、専門・技術サー ビス業収入	(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の 収入
850000 宿泊業、飲食サービス業収 入	→	850000 宿泊業、飲食サービス業収入	(キ)⑯宿泊事業の収入
			(キ)⑰飲食サービス事業の収入
860000 生活関連サービス業、娯楽 業収入	→	860000 生活関連サービス業、娯楽業 収入	(キ)⑱生活関連サービス、娯楽事業の収入
870000 教育、学習支援業収入	→	870000 教育、学習支援業収入	(ク)㉑学校教育事業の収入
			(キ)⑲社会教育、学習支援事業の収入
890000 修理料収入	→	890000 修理料収入	(キ)㉒上記以外のサービス事業の収入
900000 サービス業収入(上記以外 のもの)	→	900000 サービス業収入	(カ)⑨運輸、郵便事業の収入 (郵便切手類販売(手数料収入))
			(カ)⑪政治・経済・文化団体の活動収入
			(ケ)㉓医療、福祉事業の収入
880000 医療、福祉収入	→	880000 医療、福祉収入	(ケ)㉓医療、福祉事業の収入

集計及び公表予定

		集計区分	集計内容	公表時期		
確報集計	1 事業所に関する集計	(1) 産業横断集計	①事業所数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）、経営組織別、従業者規模別、開設時期別、存続・新設・廃業別等に事業所数、従業者数を表章。	平成30年6月	
			②売上（収入）金額等	地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）、経営組織別、事業活動別、従業者規模別等に売上（収入）金額、付加価値額等を表章。	平成30年6月	
		(2) 産業別集計	①鉱業，採石業，砂利採取業		「鉱業，採石業，砂利採取業」について、地域、産業（小分類・細分類）別等に、事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成29年12月
				1) 概要	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額等の主要な事項について、産業（中分類）別に表章。	平成29年9月
			②製造業	2) 品目編	品目別（6桁）について、産出事業所数、出荷額、出荷数量を表章。	平成29年12月
				3) 産業編	産業（中分類・細分類）・従業者規模別統計表、産業（中分類）・都道府県・大都市別統計表を表章。	平成29年12月
				4) 用地・用水編	産業（中分類・細分類）別に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等、敷地面積、用水使用量（水源別）等を表章。	平成29年12月
				5) 市区町村編	市区町村別に主要項目を表章。市区については産業中分類別に表章。	平成29年12月
				6) 工業地区編	工業地区・産業（中分類・細分類）別に主要項目を表章。ただし、細分類は上位60位以内の産業のみ。	平成29年12月
				③卸売業，小売業	1) 産業編（総括表）	主として産業（小分類・細分類）別の従業者規模別、年間商品販売額階級別、売場面積規模別などの階級別統計表を表章。
	2) 産業編（都道府県表）	主として都道府県別、東京特別区・政令指定都市別の産業（中分類・小分類）別統計表を表章。	平成30年3月			
	3) 産業編（市区町村表）	市区町村別の産業（中分類・小分類）別統計表を表章。	平成30年3月			
	④サービス関連産業B	「サービス関連産業B」について、地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）別に事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成30年3月			
	⑤医療，福祉	「医療，福祉」について、地域、産業（細分類）別に事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成30年3月			
	2 企業等に関する集計	(1) 産業横断集計	①企業等数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に企業等数、従業者数等を表章。	平成30年6月	
			②経理事項等	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、事業活動別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に経理事項等を表章。	平成30年6月	
		(2) 産業別集計	①建設業及びサービス関連産業A	「建設業、サービス関連産業A」について、地域、産業（小分類）別に企業等数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成29年12月	
			②卸売業，小売業	「卸売業，小売業」について、産業（小分類）別、従業者規模別に、企業等数、従業者数、年間商品仕入額、年間商品販売額、年初・年末商品手持額等を表章。	平成30年3月	
			③学校教育	「学校教育」について、地域、産業（小分類）別に企業等数、従業者数、学校等種類別売上（収入）金額を表章。	平成29年12月	

※ 網掛けの集計区分については、公表済

【問合せ先】



総務省統計局 統計調査部 経済統計課 審査発表第二係

電話 : (直通) 03-5273-1389

FAX : 03-5273-1498

e-mail : e-shinsa2@soumu.go.jp



経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室 経済センサス班

電話 : 03-3501-1511 (内線) 2881~2884

FAX : 03-3501-7790

e-mail : gqcebd@meti.go.jp

本冊子に掲載されたデータを引用・転載する場合には、出典の表記をお願いします。

(例 出典：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）結果」)